

令和元年 第4回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和元年 8月21日 開会

令和元年 8月21日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦 臼 町 第 4 回 臨 時 会

令和元年8月21日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案の訂正について
- 4 議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定について

### ○出席議員（9名）

|     |    |           |     |    |           |
|-----|----|-----------|-----|----|-----------|
| 議 長 | 9番 | 小 松 正 年 君 | 副議長 | 8番 | 中 川 清 美 君 |
|     | 1番 | 高 田 英 利 君 |     | 2番 | 野 崎 敬 恭 君 |
|     | 3番 | 柴 田 典 男 君 |     | 4番 | 東 藤 晃 義 君 |
|     | 5番 | 折 坂 美 鈴 君 |     | 6番 | 静 川 広 巳 君 |
|     | 7番 | 牧 島 良 和 君 |     |    |           |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 町             | 長 | 齊 藤 純 雄 君 |
| 副 町           | 長 | 川 畑 智 昭 君 |
| 教 育           | 長 | 浅 岡 哲 男 君 |
| 総 務 課         | 長 | 石 原 正 伸 君 |
| 総 務 課 主 幹     |   | 城 宝 睦 己 君 |
| くらし 応 援 課 長   |   | 大 平 雅 仁 君 |
| 長 寿 福 祉 課 長   |   | 齊 藤 淑 恵 君 |
| 産 業 振 興 課 長   |   | 横 井 正 樹 君 |
| 産 業 振 興 課 主 幹 |   | 車 田 利 夫 君 |
| 建 設 課 長       |   | 馬 狩 範 一 君 |
| 建 設 課 主 幹     |   | 山 崎 哲 君   |
| 教育委員会事務局長     |   | 上 嶋 俊 文 君 |
| 農業委員会事務局長     |   | 大 平 英 祐 君 |
| 出 納 室 主 幹     |   | 國 田 朋 子 君 |

代 表 監 査 委 員

笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局  
書

長  
記

河 本 浩 昭 君  
西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議 長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。  
ただいまから、令和元年第4回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案の訂正について

○議 長

日程第3、議案の訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑副町長。

○副 町 長（川畑智昭君）

議案の訂正について

令和元年第2回浦臼町議会定例会で可決された議案の一部を次のとおり訂正を願いたい。

令和元年8月21日提出

浦臼町長 斉藤純雄

1. 訂正する議案、議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。
2. 訂正する部分、1ページ（1枚）を別紙のもの1ページと差し替えるものでございます。

訂正の理由といたしましては、去る6月18日に開催されました第2回定例町議会に提出いたしました議案第22号表紙におきまして、次ページにありますように、地方債の補正に関わる必要条文が欠落し、可決いただいた補正予算の内容と議案条文に不整合が生じている状態でございます。大変申し訳ございませんでした。

本日、議長のお計らいをいただきまして、訂正の提案をさせていただきました。今後の議案作成に当たりましては複数でのチェック体制の徹底により一層注意して参りますので、ご許可賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正についてを許可することにご異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてを許可することに決定しました。

◎日程第4 議案第31号

○議長

日程第4、議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,561万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月21日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明いたします。8ページをお開きください。

今回の補正につきましては、基幹水利施設管理事業に掛かる経費を追加するものでございます。5款農林水産業費、1項8目水利施設管理費、補正額90万円の追加でございます。11節需用費といたしまして、水田かんがい期間中の小雨により、揚水機場の稼働日数増加に伴い生ずる電力使用量の増加に対応した電気料を追加するものでございます。

歳出合計90万円の追加でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額90万円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の90万円の追加となっております。

以上が議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第32号

○議 長

日程第5、議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定について

浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例を次のように制定する。

令和元年8月21日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、野生鳥獣の捕獲を促進するとともに、捕獲個体の有効活用により地域活性化の推進を図るためでございます。

次のページをお開き願います。浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例でございます。

第1条につきましては、農業等に対する被害を低減するため、野生鳥獣の捕獲を促進するとともに、捕獲した野生鳥獣を有効活用する、とする設置目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、名称、及び位置を、第3条につきましては施設について規定したものでございます。

第4条につきましては施設の管理について、第1項で食肉加工施設は指定管理者に行わせ、第2項で減量化施設は町が管理するものとする、管理について規定したものでございます。

第5条につきましては、第1項で食肉加工施設、第2項で減量化施設の業務について規定したものでございます。

第6条につきましては、指定管理者の業務内容について規定したものでございます。

第7条につきましては、指定管理者指定の期間について規定したものでございます。

第8条につきましては、減量化施設の管理委託について規定したものでございます。

第9条につきましては、減量化施設に搬入できるもの、及び職員の確認を受けなければならないとする搬入物等について規定したものでございます。

次のページをお開き下さい。

第10条につきましては、減量化施設を使用しようとする者は、その許可を受けなければならないとする使用の許可について規定したものでございます。

第11条につきましては、減量化施設への搬入の制限、または搬入させないことが出来るとする使用制限等について規定したものでございます。

第12条につきましては、搬入しようとする野生鳥獣の死体等に明らかに疾病の兆候が認められたときは、関係機関に情報提供をとする、関係機関への連絡について規定したものでございます。

第13条につきましては、施設の設置及び管理に関し、必要な事項について町長が別に定めるとする委任の規定でございます。

本条例につきましては、令和元年8月21日から施行しようとするものでございます。

以上が議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定についての内容でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この条例とともに示されました管理条例施行規則、これによって運営されるものと思われまじけれども、この規則の第1条にあります処理手数料等の件なんですけれども、前段の常任委員会、または全員協議会

で協議してきましたけれども、普通、減量化施設に搬入する場合、その入り口において処理手数料というものを徴収するというのが常識であると考えられますが、処理手数料は減量化後の重さに対して係ると。それをアイマトンからいただくというような説明だったんですけれども、それは何十分の一にもなるということで、浦臼町の負担が大きすぎるのではないかという意見が出されておりました。

それで、規則の中で減量化施設の管理などに要する費用の一部を負担金としてアイマトンから徴収するというような条文が増えたのでありますけれども、費用の一部といいましても、管理に要する費用というのは年間480万円ですね、人件費込みで。その一部といいましても、1万円だって一部かもしれないし、詳細がはっきりと今の時点でそれを良しとするかどうか判断がつかかねるということ。

それから、施設を利用することになる自治体の負担、あるいはシカを搬入する個人の負担になるかもしれませんが、その部分が全く考慮されていなく、全て浦臼町の負担により賄われるという、こういう運営の方式について疑問を持つものでありまして、これは「ジビエ de そらち」というコンソーシアムでしっかりと今後協議していく課題であると思われまますが、その点について説明を求めます。

#### ○議 長

答弁願います。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

規則の内容については、今条例のお話をしていますので、条例のところということであれなんですけれども、前段全員協議会等で説明させていただいた内容につきましては、使用料のところにつきましては、今ほどありましたように、減量化後の使用料ということで負担していただきたいと。

それは、最終処分にかかる費用ということでキロ当たり70円の使用料をいただきたいというところを一つ設定させていただいております。それ以外のところで運営に掛かる費用の一部を負担していただきたいというところは、規則のほうに書かせていただいておりますけれども、金額等については規則の法には載せてございません。それは、今後指定管理していく中で、管理協定、協定書、年度協定とかを結んでいきますので、その中で金額等については改めて協定を結んでいきたいと考えております。

近隣の市町の負担につきましては、定住自立圏の部会の会議の中でも説明させていただいておりますけれども、現在理解いただいている状況ではございませんので、今後もそういう中で発言させていただいて、近隣の理解を求めていきたいなと思っております。以上です。

#### ○議 長

ほかに質問ございませんか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

今度は町長にお聞きしたいんですけれども、この条例が規則によって成り立つものと判断した場合に、先ほど質問したような私は疑念があるわけで、判断についてはすごく苦しい思いをしているということをご理解いただき、どのように検討していただけるかというお返事を町長からいただきたいんですが、いかがですか。

#### ○議 長

斉藤町長。

## ○町 長（齊藤純雄君）

この段階で今日提案の条例についてはこういう内容でお願いをしたいということは私もいいのかなと思っています。

細かい部分は規則のほうでうたうという段取りになっておりますけれども、それについても皆さんの意見、これまで色々とお聞かせいただいておりますので、今後各町、それから色々な会議等々で調整をしながら良い形で持っていくようにしたいと思っております。以上です。

## ○議 長

ほかに質問ございませんか。

牧島議員。

## ○7番（牧島良和君）

8月9日に委員会を開いております。そこでジビエに関わる件で相当熱い議論をしたところであります。今ほど前段、折坂議員が質問した項に私も疑問を持ちながらこの議案審議に当たっているところであります。

委員会からは大きく4点にまとめて整理することになっております。そこでも一定の意見を述べているところでありますけれども、私はこの間出された資料に基づきながら不整合な部分を指摘していきたいと思っております。

まず、昨年12月に減量化施設に関わる年間維持管理の概算額というのが出されております。そこでは木質チップ等の使用を含めて480万円の年間経費が積算されております。ここで木質チップ20立方メートルということでの書きようでありますので、これを今回の減量化施設に関わるところで、アイマトン社が本町の減量化施設を利用するというようになっていきますと、減量化後という点でいえば、先般の委員会の後、私は議会としてその減量に関わって、投入量がどのくらい減量化されるのかという点で質問をしております。それを拝見しますと、残っても骨、もしくは毛だとか蹄の類が残るということで、ほとんどゼロに近くなると。よしんば10キロなのか20キロなのかということになりましょう。

それで、木質チップを投入ということで計算すると年2回の木質チップの入れ替えと。それが丸々重さで、チップですから水と同じような比重ではありませんので、5立方メートル5トンなどということにはなりませんし、浦臼町の施設、それからアイマトン社が使いたいとする施設の投入量が7立方メートルなのか8立方メートルなのか、それは動くとしても、そうしたところでの施設に対して入りと出の量というのがまだ、いまだに明示されておられません。

そもそも減量化された後の、規則にある1キロ当たり70円というのも、全く処理施設の運用に当たって適切な数値ではないと思います。年間480万円の費用を5立方メートルもつとしても35万、10立方メートル、そのままの10トン計算としても70万という数字でしかないわけで、それぐらいの費用しか予想されない運転ではこの施設に対する費用対効果というのは全然見込めないといたします。

従いまして、条例の内容については条例としての組み立てだと思っておりますが、提示されている規則に対する案、これについては今後相当な定例会までの時間を要したとこでのアイマトン社との協議が必要だと思っております。

前段、議員の質問にもお答えいただきましたが、その点についてより適正な、といいますか、規則を運用する上での適正な数値を見いだせるように十分な協議をアイマトン社としていただきたいと思いますところ

です。

従いまして、これは規則でありますから、私たちに提示されたのも、委員会でも提示され、それから今回送られた臨時会資料としても提示され、規則分も今朝提示されての議論であります。極めて二転三転しているその内容というのは、私からすれば十分な議論がなかったものだと理解せざるを得ないし、ちょっと質問が長くなっておりますけれども、私たちがお盆を挟んでの議論ですから、当然規則はもう少し後の時間でより詰めたものとして提示されると私は思っております。

今回、併せ持って出てきているわけで、議案書と本日朝違ってきている内容からしても非常に戸惑いを感じながらこの審議をしているわけで、ぜひ町長が捻出し、蓄積した財源を適正に使うという点でもより相当なアイマトン社に対する負担を求める構図が必要だと思えます。規則についてもその運用に当たっては、今私が述べたところを十分に理解をしていただきたいと思えますので、私もその点についての決意のほどをいただいて、この議案の審議をしたいと思えます。

○議 長

答弁できますか。

斉藤町長。

○町 長（斉藤純雄君）

時間のない中でありましてけれども、9月の定例の少し前までに皆さん方にアイマトンとの協議を踏まえた規則の案を提案させていただきますので、それで協議をより深めていきたいと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今の町長の答弁もあれなんですけれども、今回、条例を通して欲しいという気持ちあると思うんですよ。条例を通すためにどうするかという方法もあるんですけど、たぶん私もこの部分だけの条例だったら私は否決しちゃうかなという感じになってしまうんですけど。

結局、今までもめている部分で、町長なり副町長が、条例を通すために、本当にわかっていない部分つてありますよね。問題になっている条例の11条の部分、ここの中で、管理者に費用の一部分をただ負担させる協議をするという部分が、本当に適切なのかという部分が我々から全く見えない中での条例の制定してくれ、という話ですから、その部分をこれからの部分にかけて施行規則を決めていく段階で、ここをしっかりやります、ということ横井課長を含めて、町長含めて言ってくれないと、私も条例をそうですか、いいですね、という話にはならないかなと思っております。以上です。

○議 長

答弁。

斉藤町長。

○町 長（斉藤純雄君）

当然、皆さんの疑問というか、承認できない部分があるかなんかと思えますので、町としてもそこはアイマトンと協議をしながら、みんなが理解が出来る内容にしていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

柴田議員。

### ○3番（柴田典男君）

先ほど十分な時間が足りない中で協議会を終わらせてしまったものですから、不完全燃焼な部分もあるんですけども、結局今問題になっているのは、減量化施設に入れる残さの部分が70円、が一つのテーマではないかなと思うんですよね。当初は条例の中に入っていた。今回は条例を通りやすく、規則のほうに変えた。条例としては問題はない条文の中になっているので、ただ、結局こだわるのはその残さの入口でとるのかでしょう。

先ほどの協議会の中で、それぞれシカによって当たった部位が違うので、処理する残さのキロ数も正確に出ないかもしれないので分かりませんという答弁があったんですけど、それはおかしいですよ。

結局製品とする肉に対してはキロ数で買うわけだから、入口のシカのキロ数はわかるわけだから、残さのキロ数はそこで出なきゃいけないのが普通なんですよ。シカによってドッグフードにするかもしれないから、加工時点でキロ数的にはわからないから。わからないじゃないです。それはそこで出るはずなんです。

そんなくが明らかにあるのは事実なわけだから、それではおかしいですよ。協議会と同じことを繰り返すことになるんですけど、各市町村によって処理量もハンターにお払いしているところもあれば、町が産廃として払っているところもあったりして、一律ではないんでとりづらいという表現なんですけれど、それを自分たちがこの1年間ずっと求めてきたんですよね。コンソーシアムの中でもっと話し合ったださいよとずっと求めてきた。今条例の段階になって、いやまだ各市町村から一律じゃないのでとりづらいんですよ。その部分を今後町としてしっかりとやっていきますという返答が欲しいですよ。

先ほど、減量化施設に対する道の補助金がアイマトン社に入るかもしれないみたいなのがあったんですけど、調べて分かったのであればお返事をいただきたいですし、そこらへんもう一度答弁できるのであればお願いしたいです。

今後、規則ですから今回は運用としてもっと考えていく、結果としてこれからはなるかもしれませんが、と答弁に多分なると思うんでしょうけれど、そこらへんしっかりとやっていきますと答弁をいただかないと。町長、そう思いますけれど。

### ○議 長

答弁どうですか。

横井課長。

### ○産業振興課長（横井正樹君）

減量化施設に係る道の補助についてはまだ調べ切れていませんので、調べたらきちんと報告したいと思います。

近隣の市町の負担につきましては、先ほども申し上げましたけれども、色々と皆さんに会う機会がありますので、その中で説明していった、ご理解いただけるように進めていきたいなと思っております。以上です。

### ○議 長

ほかに質疑ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

各議員からも色々意見が出ましたけれども、私は今回条例と規則、こういう時間のスタンスの中で提示されていますから、条例をそもそもどう読み込むかというところでの理解はするつもりであります。

しかし、議論の中での規則についてはここでも書かれているように、(案)であります。従いまして、それが前段の委員会でも、それから今の、前の協議会でも私も色々意見を言わせてもらいましたけれども、それはおかしいという意見はないところでした。従いまして、私も注視する第一の部分での、規則における減量化後のキロ70円という点では案として今回も提示されておりますし、その運用に当たっては先ほどの町長の決意をいただいたところであります。

その決意を更に確約する意味で減量化後と必ずしもしないことを協議の対象として十分に協議をしていただきたいと。この点についてはいかがでしょうか。

○議 長

斉藤町長。

○町 長（斉藤純雄君）

いまはっきり申し上げるのは、皆さんにご提案をしたキロ70円という部分は残しておこうと思っております。ただ、それ以外の維持管理経費等々については、もっともっと話をすると認識しておりますので、皆さんには理解いただけるようにアイマトン社とも協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

そのことは残念ながら確約はいただけないところでありますけれども、収支においてそれぞれの持ち分、負担分については町民が理解できるものを提示するというところで理解をしますがよろしいですか。

○議 長

斉藤町長。

○町 長（斉藤純雄君）

そういうことであります。

○議 長

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定についてを採決いた

します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第32号 浦臼町ジビエ処理加工センター設置及び管理条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和元年第4回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時46分